

# 議会運営委員会記録

令和3年6月23日（水）  
個人一般質問終了後  
開議 15時 44分  
閉議 16時 07分  
全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員（代理 布施議員）  
〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長  
〔委員外議員〕 西川議員、西村議員  
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長  
〔事務局〕 下間次長、近重書記

---

## 議題

### 1 令和3年6月浜田市議会定例会議について

#### (1) 令和3年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

→質疑なし

資料1-1～1-3

#### (2) 議会追加提出議案について

資料1-4

ア 発議第6号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

イ 発議第7号 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

→質疑なし

#### (3) その他

→特になし

### 2 陳情審査の流れについて

資料2

→提示した案を含め、会派で検討し7月1日の13時までに事務局へ提出  
案の検討は7月2日の議会運営委員会で検討

### 3 請願者等の意見陳述について

→常任委員会で実施後の意見を集約し7月2日の議会運営委員会で検討

### 4 その他

→行政視察について（議長から）

中国五県の視察はよいと思う。近場で受け入れ先があれば、引き続き感染防止に十分留意しながら有効な視察をしていただきたい

（次回開催）7月2日（金） 午後1時30分～ 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 15 時 44 分 開議 ]

笹田委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達しているが、牛尾委員のかわりに布施議員に出席してもらっている。それでは、レジュメに沿って進めていく。

1 令和3年6月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

笹田委員長 | 総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 付託先について次長。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 何か質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
執行部はここで退席されるが、何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

(2) 議会追加提出議案について

ア 発議第6号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

イ 発議第7号 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

笹田委員長 | こちらでは7月5日に議会運営委員会から2件の提出を予定している。次長より説明をお願いする。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | それぞれ説明があったが質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では2件とも最終日に提案することとさせていただきたい。

(3) その他

笹田委員長 | 委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )

2 陳情審査の流れについて

笹田委員長 | 先般、全員協議会で議長から説明があったように、幾らか課題があるように思い、今後具体的に検討していくに当たり、まずは本日も頭出しという意味で議題とさせていただき、資料を作成した。  
資料2をごらんいただきたい。現在の取扱基準を導入した経緯と現在の陳情審査の流れについて記している。

裏ページの黄色いところを少し説明させていただく。今回、運用上の課題が見られることから、見直しを検討させていただきたい。議長からもあったように、事務局の負担がかなり大きいということで、市長が市職員を守るように、議員が事務局の負担を軽くして議会運営にしっかり携わっていただきたい思いもあって今回協議する題材として上げさせていただいた。

まず黄色いところ。受け付けから付託までのところにおいて、今までは事務局が受け付けて氏名・住所・件名・趣旨がわからないものに対しては陳情者をお願いして聞き取り調査しながら、事務局が書いていた。

今回は、その記載があるかどうかの確認だけさせていただいて、もしこの4件が備わっていない場合は陳情者へ修正を依頼する。要件を満たしている場合はそのまま議会運営委員会の正副委員長、議長団が陳情内容を確認する。その追記・修正に応じない場合はその旨を書きいただき、そのまま議会運営委員会の正副委員長、議長、副議長に渡す。その後内容を、議会運営委員会正副委員長と議長団に確認し、趣旨がわかる、問題ないとなれば議長が付託先を決定し議会運営委員会で付託先の承認をいただくことになる。

4人で確認したときに趣旨、願意がわからないものと書いてあるが、そういった場合は再度陳情者へ修正を依頼する。その修正でわかる内容になって返ってきた場合は議長がまた付託先を決定して議会運営委員会で付託先の承認をする。もし、2度目の追記に修正に応じなかった場合は、ここで議長のもと全議員配付のみという形にさせてもらってはどうかという案にしている。

今までと違うのは、議会運営委員会で基準に照らし合わせて配付すべきものは外して、極力配付をなくして付託先で審査する方向を取りたいということでこういった形にしている。付託先が決まれば委員会で審査を行っていただく形になる。

その後が問題で、案の1から3までであるが、これだけではない。ほかにもしよい案があれば会派で話し合ってください、委員会での審査方法について議論していただきたい。

ここに書いた案1は、今までどおり全て委員会で審査して採択・不採択を採決する。

案2は基準に該当しない場合、今回議会運営委員会でやったが、基準に照らし合わせて継続しているものとか、係争中であるとかに当てはまる場合は、審査せずにそのまま委員に配付する形。基準に該当しない場合は審査して、採択・不採択の採決をする。その場合には委員会条例の改正が必要となる。今の委員会条例は、請願も陳情も同じ形になっているので、委員会条例では請願と陳情を分ける形に改正する必要がある。

案3としては、審査は行おうが採決は行わないというもの。タブレットに配信した資料の「陳情の審査方法」の第1から第6までである。浜田市議会では第2を採用している。先ほど説明した案3は、第3に該当する。

委員長として、こういうものではないかという例を挙げさせていただくと、本当に必要なもの、本当にこの市民がお困りになって必要なことは、委員が執行部としっかり議論して、それに向かって話を進めていく。もう一つは、もう市はこれをやっているのよという場合、やっているから採択にするのと、やっているから不採択というのと両方ある。そういう場合は採決せず、という形が想定されるかと個人的には思う。

浜田市議会ですらやったことがないので、もう少し勉強が必要かと思うが、こういった形になるかと想定している。

ただ、まだ第4、5、6とあるが、第6は市民にとって一番軽い陳情になってしまうのだが、議長が陳情を受理しただけにする。議員の要求があれば閲覧を認めるということで。議員にも渡らない可能性があるような陳情を審査していることもあるということなので。これはどうなのかと思うが、会派でしっかり話し合っていたきたい。

資料に戻って、真ん中のところ。陳情の審査方法や地方自治法や会議規則に規定されておらず、各地方議会の自律権に任されているので、議長は議会運営委員会の意見を聞いて審査基準を制定することができるということなので、審査方法については自律権に任されるということなので浜田市議会独自の審査方法がつけられる。よりよい形で委員会で審査する方法を、次回までに皆に会派に持ち帰っていただいて話していただいて、次回の議会運営委員会に持ち寄って議論していきたい。

西村議員も西川議員もぜひ来ていただいて、意見を言っていたいただけたらと思う。議長から何かあるか。

川神議長

この件に関しては皆もいろいろな形で、陳情に関しては大変汗をかいていただき、慎重に議論していただいていることに感謝する。

委員長から説明があったが、本来、陳情の採択・不採択に関しては法的根拠は何もない。ただ、陳情を採択すればそれでよいという流れで今まで来ているが、本来なら議員と執行部とがきちんと陳情者の願意を酌み取って、議論して、具体的に必要であれば政策にしていく、その過程がすごく大事だと思っている。陳情の採択・不採択で終わるのではなく、本当は執行部とそういった意見を交換することが極めて重要だと思っている。形だけ求めるのではなく、場をつくれるような陳情が望ましいのではないかと、委員長ともお話しさせていただいて、これはある意味では今まで汗かいていただいて、10項目、議会運営委員会でこれをどうするのか決めていただいた。

ある意味では方法とすると、そこで審査しないで、直接委員会へ持っていくという以前に逆戻りの感じに取られるかもしれないが、今、事務局の負担やさまざまなことを考えたときに、我々議員がこういった流れにかかわっていくためには事務局に丸投げしすぎたのではと特に反省もしている。プレッシャーを感じている職員もいる。そのために改正するわけではないが、やはりどなたが陳情してもそれに対してぎりぎりのところで願意を酌み取る努力を我々もしなければいけない。それによって適正に議論して、執行部と真剣に話をする、そういう流れをつくっていきたい。そのために今回そういった提案を行ったので、これに対してはさまざまご意見があるかと思うが、陳情をきちんと生かす観点から皆にご議論いただきたい。よろしく願います。

笹田委員長

以上、何かご意見は。

( 「なし」という声あり )

では、次回7月2日に議論を持ちたい。事前に会派ごとに意見を出していただくとして、どのくらいならまとめられるか。

下間次長

もらった文面を貼りつけて、それを資料にするだけでよいなら前日でもよいが、そうするとほかの会派がどのような意見だったかを事前に見ることができないので早いにこしたことはないかと思う。会派で意見をまとめるにはどのくらい時間が必要か。

笹田委員長

委員から意見はあるか。結構重要な問題なので、簡単には答えがでないと思う。最初はコピペでもよいので前日までにとりあえず話をしていただきたい。7月1日木曜日の1時までには、各会派のご意見、西村議員も西川議員もお願いしたい。時間がないが議論したい。よろしく願います。

### 3 請願者等の意見陳述について

笹田委員長

こちらについては3月定例会議から試行的に実施している。28日から各常任委員会が開催され、意見陳述も実施される。委員会で実施後に各委員会での感想なり意見をまとめていただき、次回の議会運営委員会で報告していただきたい。よろしく願います。

### 4 その他

笹田委員長  
川神議長

委員から何かあるか。

行政視察について少し話をさせていただきたい。今までは広島、岡山を除いた中国管内でという話をしていたが、6月20日で緊急事態宣言が解除となった。ただ、10都道府県に出された緊急事態宣言のうち7都道府県は、まん延防止重点措置に移行している。宣言の対象であった岡山・広島は重点措置に移行して解除されている。在任期間は長くないが私としては中国管内に関しては行政視察に行っ

笹田委員長

でもよいのではと思っている。全国となるとまだまだ、さまざまな課題があるので、近場でというとおかしいが中国管内に限って受け入れ先があれば、引き続き感染防止に十分留意しながら有効な視察をしていただきたい。よろしくお願いします。

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では議長が言うとおりに実施していきたい。

次回日程をお知らせする。今回は先ほど言った陳情審査の検討、請願者等の意見陳述についての意見集約のため、7月2日午後1時から、全員協議会室で行いたい。

西村議員

先ほどの資料の2のフローチャートで最後の案の1から3の上にある上記⑦はどこを指している。

議事係長

⑥の間違い。

笹田委員長

⑥の間違いとのこと。

芦谷委員

2日の議会運営委員会の時間は、職員の負担軽減のために13時30分からにしてほしい。

笹田委員長

ということなのでよろしいか

( 「よい」という声あり )

それでは13時30分に開会とする。

最後にお願いだが、本日の内容について会派に十分共有していただくようよろしくお願いします。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 16 時 07 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓